

8/6 錦川水の祭典花火大会（錦帯橋花火大会）臨時輸送における労働時間に関する違反について

- ①1日の拘束時間が16時間を超えていたこと 4名
- ②翌日の勤務までの休息期間が継続8時間以上確保できなかったこと 8名

当日は多くのお客さまが花火大会に観覧に来られたことと、花火大会終了後に周辺道路が渋滞をしたことから輸送終了が遅くなったことから発生したものです。

輸送力を最大限に確保するために一部定期路線バス便の運休などを行いました。会社としては輸送を行うことが出来るのは当社だけであること、お客さまが目の前にいる以上輸送を継続する必要があることなど、やむを得ない事象であったと認識しております。なお、当該社員の労働時間についてはすべて実際の勤務のとおり計算し、賃金計算を行います。